

2018 年 4 月 27 日

中央体育館トレーニング場の一般利用の停止について

表記トレーニング場は、震災後に新しく建て直された中央体育館の施工に伴い作られたものです。本来の主な目的は、体育関連組織の教育と研究に従事した施設として開設しました。そのため、現在施設内のトレーニング機器のほとんどを体育関連組織の予算で購入・維持しています。

また、高額な機器の維持管理の点、誤った使用による人命への危険性の点から、施設利用者には、講習会の受講と ID（学生証、教職員証）による入退出を義務付けてきました。

一方、国内では他にみない立派なトレーニング場となり、一般学生などにも利用できるよう開設初年度から講習会受講者には、体育関連組織の学生・教員と同様に開放（サービス）してきました。

しかしながら、我々の予測を大幅に上回る利用希望者（2 年間で約 6 千名）が殺到し、当初の 2 年間は、年間 15 回程の講習会を開催せざる得ない状況に陥りました。このような講習会と登録に関する運営は、体育センターの教職員のマンパワー（非業務、時間外労働を含む）によるものです。さらに、その 2 年間の使用実態を調査したところ、6 千名近い登録者（このうち体育関連組織の学生・教員以外の一般利用者が 5 千名程度）の内、定期的に利用していた者はその 1 割程度であり、大半の登録者は、一度も利用していないことが判明するとともに、不法の入退出、器具の破損なども目立ちました。

これらの課題を受け 3 年目（平成 29 年度）に運用の見直しを余儀なくされ、一般の学生・教職員の利用に関しては、真に使いたい者のみへの開放に限ることを目的に、事前テスト（manaba：トレーニング場利用に関する基礎知識）を課し、合格者のみに講習会の受講を認めること、利用を平日の夕方（17 時～21 時）に限ること、さらに週に 2 回受付の窓口を設けることなどを実施し、改善を図ってまいりました。

このような平成 29 年度に行った運営や改善についても、全ての業務を体育関連組織の予算、体育センターの教職員のマンパワー（非業務を含む）によって賄われています。また、トレーニング場に専門職員がいないという状況での運営は、人命にもかかわる事態も予想され、非常に危険な状況と言えます。

上記、過去 3 年間の運用を通し、予算の点、教職員の過剰負担、専従職員の配置という三つの課題が上がり、昨年末から大学執行部へ陳情し、予算の配置、人員の配置を要望していますが、現在のところ叶っていないのが実情です。従いまして、同じ業務を現在の組織（教職員）で今後も続けることは極めて困難である、との結論に達し、平成 30 年 5 月以降の一般利用を停止することとしました。

以上、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

トレーニング場管理委員会